

No.140 (不定期配信)

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

師走に納めるのは仕事と税金なり

中国版「2021年の漢字」を選ぶとしたら、私の中では「罰」の一択だ。相次ぐ罰金、罰則、処罰（そしてテニス選手によるバツの悪い SNS 投稿……）。ターゲットはネット大手やインフルエンサーなど。天文学的な罰金の額が伝えられるたびに、多くの市民は「ざまあみろ」とばかりに留飲を下げただろう。同時に「それだけ稼いでいたのか」と愕然とし、彼我の差を嘆いたかもしれない。

★ ★ ★ ★ ★

中国の市場管理当局によると、21年の独占禁止法違反による罰金総額は220億元（約3960億円）超に上った（11/20時点）。4月にアリババ集団（09988）に182億3000万元、10月に美团（03690）に34億4000万元の罰金を科しており、最終的にはこの2件だけで全体の96%超になるという。

個人への罰も容赦ない。年の瀬が迫った12月20日、「ライブコマースの女王」の異名を持つ薇婭（viya＝ウェイヤー）が脱税で摘発された。追加徴税を加えた罰金額は、なんと13億4000万元（約241億円）。30代のカリスマドライバーが地に落ちた。このニュースにネット界隈は騒然。エレベーターで女性2人組がスマホを見ながら「罪を認めたんだって」などと話していた。中国で今、一番のスクランダルである。

これに先立つ8月には、人気女優の鄭爽が同じく脱税などで罰金2億9900万元の支払いを命じられた。11月には、2人の人気女性インフルエンサーが相次いで摘発された。滞納金と罰金を合わせた額は、雪梨（Cherie）のアカウント名で有名な朱宸慧が6555万元、もう一人の林珊珊は2767万元になるという。

ちなみに、日本でも大きな話題になった范冰冰（ファン・ビンビン）の脱税罰金額は8億8400万元。世界的な映画監督の張芸謀（チャン・イーモウ）は、14年に一人っ子政策違反（実は3人いた！）で748万7854元の罰金を科されている。比べても仕方ない

が、あまりの額の大きさに呆れてしまうほかない。

脱税摘発や罰金処分を「共同富裕」と結びつける見方もある。この国策実現に向けた方策は「高収入者の調整を合理的に行う」「非法の収入を取り締まる」こと。確かに直近の出来事はこの流れに沿っている。まあ、違法行為の取り締まりは当たり前。共同富裕にこじつけなくてもいいかもしれないが。

薇婭の摘発後、地方税務局の一部が芸能人やインフルエンサーなどの有名人に対して納税規定の順守を求める文書を公表した。9月には国の税務当局が同様の通知を出しており、それをダメ押しする内容だ。不徹底の場合は厳しく処分、年内に自主的に問題を申告した場合は処罰軽減、などアメとムチを交えた最後通告。「払うは恥だが役に立つ」と言わんばかりに自首を促しているように見える。

「政府が罰金を稼ぐためだよ」——。ライドシェアのドライバーが私につぶやいた。走っていたのは郊外の広い道路。だが、制限速度の標識はなぜか時速50キロだった。そうとは知らずにアクセルを踏み過ぎ、スピード違反が続出しているという。当局は罰金を取りやすいところから取っているのだろうか。まるで徴税ノルマがあるように。

11月には、新型コロナ感染の疑いがある事実を隠して中国に帰国した男性に対し、刑法違反により罰金20万元を科す判決が下された。入国時の健康申告カードに正確な情報を記さず、自らも発熱などの症状が出ていた事実を隠ぺいしたという。はい、コロナの隠ぺいはダメですね。罰金、罰金。

★ ★ ★ ★ ★

さて、中国教育部系の研究センターなどが発表した「漢語盤点2021」によると、「正式版」今年の漢字は「治」だという。なるほど。管理する側から見れば様々な違法行為を「治めた」という定義になるのか。もっとも、逆の立場からは「納めた」という方がしっくりくるかもしれないが。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2021 年 12 月 27 日
審査部審査済